

岩手県告示第211号

平成27年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成27年岩手県告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>2 特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者<u>（(1)に規定する者を除く。）</u>でないこと。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	